

虐待防止委員会 運用指針

(委員会の目的)

第1条 虐待防止委員会は利用者の安全と人権保護の観点から、適正な支援が実施され、利用者の自立と社会参加のための支援を妨げることがないように、定期的または必要に応じ随時、委員会を開催し虐待の防止に努めることを目的とする。

(委員会委員の選出)

第2条 委員会は以下のとおりとする。

- 1) 委員長は虐待防止責任者とする。
- 2) 副委員長は法人内各事業所の管理者または児童発達支援管理責任者とする。
- 3) その他の委員は、運営指針第6条のとおりとする。
- 4) 委員には、必要に応じて法人役員等、第三者委員を加えることができる。

(委員会の開催)

第3条 委員会の開催は次のとおりとする。

- 1) 委員会は、定期的（年1回以上）なおかつ虐待防止に関する法人事業所内での協議事項が生じた都度に、随時開催する。
- 2) 法人事業内で虐待事例が発生した時には必ず開催する。
- 3) 会の開催の必要があるときは、委員長が招集し開催する。

(委員会の実施)

第4条 委員会は次のとおり実施する。

- 1) 職員倫理綱領を職員に周知し、行動模範とするように啓発する。
- 2) 「虐待の分類」について、職員に周知することと、定期的な見直しを行い、疑いのある項目を足していく。
- 3) 「虐待早期発見チェックリストに従い、必要あるごとに調査を実施する。
- 4) 上記の実施した調査の結果、虐待や虐待の疑いがあるときは、虐待防止受付担当者ならびに虐待防止委員長に報告する。
- 5) 虐待防止ならびに権利擁護に係る研修を年1回以上行うこととする。
- 6) 事故等の問題が虐待につながるような場合は、業務改善安全管理委員会ではなく虐待防止委員会において対応する。
- 7) その他、法令及び制度の変更があるごとに委員会を開催し、規定等の見直しを行うこととする。

(委員会の責務)

第5条 委員会の責務は次のとおりとする。

- 1) 委員会は虐待が起こらないよう事前の措置として、職員の虐待防止意識の向上や知識を周知し、虐待のない事業所環境づくりを目指さなければならない。
- 2) 委員会の委員長及び委員は、日頃より利用者の支援の場に虐待及び虐待につながるような支援が行われていないか観察し、必要があるときには職員に直接改善を求めたり、指導することとする。
- 3) 委員会は、その他の各委員会とも連携をとり利用者の虐待の疑いのある事案や支援等に問題がある場合は、各委員会と協議し、協同で会議を開催する等、虐待防止の対応、対策及び改善を図るものとする。

(委員会の委員)

第6条 委員会の委員については以下の委員会役員名簿のとおりとする。

虐待防止委員会役員名簿

委員長 (虐待防止責任者)	New Step 大阪各事業所 管理者または児童発達支援管理責任者
副委員長 (虐待防止マネージャー)	New Step 大阪各事業所 管理者または児童発達支援管理責任者
副委員長 (虐待防止マネージャー)	New Step 大阪各事業所 管理者または児童発達支援管理責任者
委員	New Step 大阪吹田教室 支援員
委員	New Step 大阪2nd吹田青葉丘教室 支援員
委員	New Step 大阪3rd江坂教室 支援員
法人選出委員	株式会社ジーエル 管理部
児童福祉部選出委員 (虐待防止受付担当者)	株式会社ジーエル 児童福祉部マネージャー
第三者委員	

* 虐待内容及び通報状況によって委員は変更することがある。

* 第三者委員は、被虐待者及び保護者、通報者からの同意に基づき介入する。

(ご利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針)

第7条 当該指針は、事業所内に掲示等するとともに、事業所のホームページに掲載し、ご利用者及び家族等、すべての職員がいつでも自由に閲覧できるようにする。

(附則)

- 1) この指針は令和4年4月1日から施行とする。
- 2) この指針は令和5年12月1日から施行とする。